

「西東京糖尿病療養指導士認定試験」受験規定

・受験資格：

当該試験の受験には、以下の2点を満たすことを必要とし、資格を得た後2年間に1回の受験資格を認める。

1. 毎年開講される「西東京糖尿病療養指導士養成講座」において所定の要件をみたすこと。

【所定の要件】

第1回～第12回講義までの出席を1回1ポイントとする。

最終講義の出席を2ポイントとする。

上述の出席ポイントにおいて計10ポイント以上を取得する。

2. 所定の期日までに、申込をし、受験料を納めること。

・再受験資格：

当該試験の再受験には、以下の3点を満たすことを必要とし、翌年度に1回の再受験資格を認める。

1. 前年度の認定試験において不合格であること。

2. 下記の所定の要件をいずれか満たすこと。

【所定の要件】

翌年度に実施される「西東京糖尿病療養指導プログラム（通称：一群研修会）」に参加すること。

翌年度に実施される「西東京糖尿病療養指導士養成講座」において、最終講義の受講を必須とし、計5ポイント以上であること。

3. 所定の期日までに、申込をし、受験料を納めること。

・附則：

本規定は、平成24年5月17日より施行する。

以上